

平成30年（ワ）第1551号 石炭火力発電所建設等差止請求事件

原告 ■■■ ■■■ 外39名

被告 株式会社神戸製鋼所 外2名

準備書面（31）

令和3年10月4日

神戸地方裁判所 第2民事部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 池田 直樹

同 浅岡 美恵

同 和田 重太

同 金崎 正行

同 杉田 峻介

原告ら訴訟復代理人弁護士 喜多 啓公

同 與語 信也

同 青木 良和

本書面では、証人尋問の結果等も踏まえ、平穩生活圏の侵害について主張を補充する。

第1 原告らの平穩生活権の侵害について

1 平穩生活権の権利性

本件で原告らが請求の根拠として主張している、健康リスク型の平穩生活権は、単なる不安感や危惧感ではなく、生命、身体に対する侵害の危険が、一般通常人を基準として深刻な危機感や不安感となって精神的平穩や平穩な生活を侵害していると評価される場合に、人格権の一つとして差止請求権を認める近年発展してきた権利である。

そして、この平穩生活権による差止請求が認められるためには、①施設の稼働によって排出されるガス（PM_{2.5}やCO₂など）によって、不可逆的または深刻な生命・健康への侵害発生のリスクが一定の集団に発生していること、②原告らがその集団に属していること、③原告らが施設稼働によるリスクにさらされることで、日々生活上の不安・恐怖感が生じており、それが一般通常人を基準としても平穩な生活を損なう不安・恐怖感であることが必要であり、原告らとしてはこれを主張・立証すればよい。これに対して被告らが、④不合理なリスク（社会通念上、予防原則を踏まえて防止することが適切と考えられているリスク）がないこと（＝許容できるリスクであること）について立証しなければ、平穩生活権の侵害に基づく差止請求が認められる（原告ら準備書面（28）ほか）。

これらのうち、上記①②については、PM_{2.5}による被害、CO₂排出（地球温暖化）による被害が、新設発電所の周辺地域の住民に対して生じ、また原告らがこれらに含まれることについて具体的に主張立証してきたところであり、また、④については被告らが何ら反証を行ってこなかったところである。

本書面では、上記のうち③の点、つまり原告らが被告らによるPM_{2.5}・CO₂の排出によって、健康被害、また地球温暖化の進行による災害その他による

被害について、通常一般人を基準として合理的な日常的な不安・恐怖感を抱いていることにつき、陳述書・証人尋問の結果等を踏まえて整理することとする。

2 PM2.5の排出についての合理的不安

(1) 原告らは、清浄な大気のもとで持続的に健康で平穏に生活する平穏生活権(健康平穏生活権)を有することを主張してきた。

この点、特にPM2.5には、閾値がないとされており、低濃度曝露であったとしても、呼吸器系疾患のみならず循環器系疾患など重大な疾患に罹患する確率を有意に上昇させること、実際に被告神戸製鋼らが排出するPM2.5は、周辺住民らに対して、PM2.5曝露からの健康リスクを有意に上昇させるものであり、かつ、原告らは健康リスクを負う曝露集団に含まれていることなどを主張立証してきたところである。

そして、健康平穏生活権との関係では、以上に加え、

- ・ 原告らが、PM2.5等の排ガスに含まれる有害大気汚染物質による、一般通常人を基準としての強い健康不安を抱いていること

が要件の一つになることについて、従前整理してきたほか、

- ・ 特に若者や年少者は今後の長期間の曝露を前提に相対的により高いリスクを負っており、また高齢者はより脆弱な健康状態を基礎としてより短期間の曝露であったとしてもやはり相対的に高い健康リスクを負っていること

についても主張してきた(原告ら準備書面(28)ほか)。

(2) この点、この間提出した陳述書及び証人尋問の結果から、原告らがPM2.5などの大気汚染物質による健康被害について、一般通常人を基準として合理的な不安を抱いていることが明らかとなる。

ア 本件で本人として証言した原告■■■■(以下「原告■■■■」という。)は、神戸市灘区に居住しているが、その子である原告■■■■(以下「■■■■」という。)が、灘区の中でも海側の旧公害指定地域に近い幼稚園に入園して間もなく喘息になり、■■■■が喘息で大変苦しむのを親として目の当たりにしてき

た。■■■■の喘息の発作はひどく、ひどい時には、一度発作が起きると嘔吐してもずっと咳が出続け、横になると咳が止まらなくなるので親子2人で座ったまま夜を明かすこともあり、また、■■■■は咳が出ることを理由に幼稚園に行きたくないと言うこともあった。なお、原告■■■■自身も肺炎になったことがある。

■■■■が自宅近くの小学校に通うようになってからは発作も減少したが、このように娘が呼吸器系疾患で苦しんだ親としての経験から、大気汚染物質による呼吸器系疾患等の被害に対して強く危惧感を持ち、また、健康影響が近時より強く認識されているPM2.5に対しては、非常に大きな懸念を有しているほか、娘のぜんそくの再発の原因にならないか危惧している（陳述書・甲68、■■■■本人調書）。

イ 原告■■■■（以下「原告■■■■」という。）は、被告神戸製鋼の神戸製鉄所敷地から100メートル程度しか離れていない場所に自宅があり、阪神大震災後に既設発電所1号機・2号機が稼働を開始してから、自身が乾いた咳が出るようになり、また息子にも同様に咳が出るようになったほか、近所の住民からも咳が出る、喘息が悪化するといった症状を数多く聞いてきた。

原告■■■■自身、陳述書作成当時において70歳であり、自身の体力の低下もあいまって、今後30年も稼働する予定の新設発電所から排出される大気汚染物質による呼吸器や循環器の疾病への影響を強く懸念している。原告■■■■は、先に触れた通り、新設発電所（及び既設発電所）が眼前に見える場所で生活しており、日々強い危惧感を感じる状況にある（陳述書・甲70）。

ウ 原告■■■■（以下「原告■■■■」という。）は神戸市灘区に居住しているところ、陳述書作成当時において70歳と高齢であり、PM2.5の人体への影響についての研究内容を知り、PM2.5に対する強い危惧感を有している（陳述書・甲71）。

エ 原告■■■■（以下「原告■■■■」という。）は、自身が小児科医、アレルギー

一科の専門医であるところ、通常一般人よりもはるかにPM2.5などの大気汚染物質による人体の影響について専門的知見を有し、また、実際に医師として呼吸器系の疾患を有する子供を多数診察してきた。

NO_x、PM2.5などの大気汚染物質による健康被害については「閾値」がないところ、大気汚染物質の濃度が低ければ問題がないのではなく、排出により大気中の大気汚染物質の濃度を上昇させること自体が健康被害のリスクを著しく上昇させるという原告■■■■の指摘は、原告らの本件における健康被害のおそれに係る主張を裏付けるものである。

これに加え、原告■■■■の、排出による濃度上昇自体が原告らも含め周辺住民に対する危険を増加させるとの認識は、同じ原告らが有している大気汚染物質による健康被害に対しての危惧感が合理的なものであることを裏付けているというべきである。

3 CO₂の排出に起因する温暖化に対する合理的不安

- (1) また、原告らは、石炭燃焼に由来する大量のCO₂からの気候変動とそれがもたらす原告らの生命・健康等への不可逆的な被害に晒される可能性がある中で、日常生活においてより安定した気候を享受し、不安や恐怖のない生活を送る権利として、CO₂に関する平穏生活権(安定気候享受権)を主張してきた。

安定気候享受権に基づく差止請求については、

- ・ 原告らは、被告らのCO₂の大量・長期にわたる排出による気候変動への寄与を通じて、生命・健康・財産へのリスクが高まることについて、一般通常人を基準として合理的な不安を抱いていること

が要件の一つになることについて、従前整理してきたほか、

- ・ 原告らは気候変動のリスクを負っているところ、特に若年者や高齢者はより高いリスクを負っていること

についても説明してきたところである(原告ら準備書面(28)ほか)。

- (2) 原告らが、気候変動等による被害にさらされ、また各種の災害に晒されるリ

スクが相対的に高い者が本件の原告には少なからず存在することは従前の原告ら準備書面においても述べてきたが、これに加え、この間提出した陳述書及び証人尋問の結果からも、原告らが一般通常人を基準として合理的な不安を抱いていることが明らかとなる。

ア 原告■■■■は、大雨の増加、台風の威力の強大化などを実感し、また夏の酷暑も実感している。

これに加え、原告■■■■の自宅は神戸市灘区内の斜面になった石屋川沿いの地域にあり、土砂災害警戒区域に指定されていて、土砂災害のリスクが相対的に高い地域である。自宅は石屋川と高羽川の2つの川に囲まれた地域であり、かつ、一方の川は天井川である。

大雨のときは、原告■■■■も含め、周辺地域の住民に対しても避難準備の指示のエリアメールが流れてくるなどしている。また、平成30年の西日本豪雨の際には同じ灘区内の篠原台（原告■■■■の自宅からは北に2キロほどの場所）において土石流で住宅が全半壊するなどの被害が生じている。原告■■■■は、気候変動の激甚化により大雨が増加するなどすれば、2つの川に囲まれ土砂災害のリスクが高い自宅が、土砂災害によって損壊するなどの被害に遭うのではないかと、大雨等による土砂災害に対して強い危惧感を有している。

また、今年には神戸市内の小学校で体育の授業中に12人の生徒が熱中症で救急搬送され、重傷者も出たという報道がなされているところ、原告■■■■は、娘の■■■■が体が強くないこともあり、熱中症による■■■■や自身の身体への被害についても懸念している（以上、甲68、高田証人調書）。

イ 原告■■■■の自宅は、神戸市灘区内でも新設発電所から数百メートルと瀬戸内海に近い場所にあり、ハザードマップでは洪水による浸水想定区域に指定されている。2018年には、実際に、自宅の周辺地域で台風時に用水路が溢れて浸水するという被害が生じており、また、強風や大雨で自宅マンションのエレベーター等が止まるという事象もあって、大雨、風水害による被害

について強い危惧感を有している。

また、原告近藤自身は陳述書作成当時において70歳と高齢であり、熱中症の危険から、熱中症の防止のため一日中クーラーをつけるなどしており、気候変動・気温上昇による熱中症被害についても強い危惧感を有している(甲A70)。

ウ 原告若原の自宅は東灘区御影山手にあり、マンションのすぐ裏手に川が流れていて、自宅も含めた周辺地域は土砂災害警戒区域に含まれている。

原告若原も、陳述書作成当時において70歳と高齢である上、夫は陳述書作成当時において74歳と高齢で要介護2の認定を受けており、週に複数回人国透析を受けており、一人で外出もできない状況にある。そのため、原告若原は、周辺地域で大雨により河川が氾濫したり、土石流が生じたりした場合には、自身で夫を連れて一緒に逃げるのが困難であるため、大雨による災害の発生を強く危惧している。

4 上記以外の原告も等しく合理的不安を有していること

原告らは、いずれも新設発電所の近隣地域に居住する者であり(訴状参照)、また、原告らの居住地と災害リスクとの関係に関しては甲Cケ-1ないし8も踏まえて主張してきたとおりであるほか、PM2.5及び地球温暖化に係る知見及びこれが社会一般に認知されていることは従前主張立証してきたとおりであるから、証人尋問で証言し、また陳述書を提出した原告ら以外の原告らについても、同じく、PM2.5の排出についての合理的不安、CO2の排出に起因する温暖化に対する合理的不安を有していることは十分に証明されている。

また、江守証人は、原告らが居住する新設発電所の近隣地域である神戸地域への影響について、「ほかの地域と同様に高温による影響を受け」、「大雨による災害の増加の心配も増える」と指摘し、「2018年の台風21号において起きたような、関西空港が冠水したような事例がこの地域では増えていくことも心配される」、「神戸の場合は山が近いですので土砂災害といった心配も増える」と指摘してい

る。

なお、若年または高齢であることは、身体の発達が十分ではないこと又は加齢による身体の衰えにより、より一層PM2.5に係る健康被害を受けるリスクが相対的に高くすること、また気候変動による被害に関しても熱中症による被害のリスクを上昇させることは従前も主張してきた（そのほか、前記の原告■■■■の供述にもあるように、災害時の避難が通常人よりも困難であることによる被災のリスクも上昇すると言える）。また、若年である者については、今後、長期間にわたり大気汚染物質に暴露し、また気候変動による被害を受けるという意味で、被害に遭う可能性が中高年の者よりも高くなる。

この点に関連し、原告らの居住地と災害リスクとの関係及び原告らの年齢分布について甲A60を提出する。原告らの居住地はいずれも新設発電所の近接地域であり大気汚染の影響を受ける。そして原告らのうち65歳以上の高齢又は15歳以下の若年である者は、40名中26名であり、そのほかの者はいずれも世帯に高齢又は若年である者を抱えていたり、ハザードマップ上で洪水や高潮、土砂災害の危険がある区域に居住したりしている。原告らはすべて大気汚染によるリスクのみならず、気候変動による災害リスクを現実的に受ける者にあたる。このことから、原告らの中でも若年又は高齢である者は、より一層、身体への被害（人格権侵害）を受ける可能性が高い者であり、その結果、一般的に、PM2.5の排出についての合理的不安、CO2の排出に起因する温暖化に対する合理的不安を強く有する者であるといえる。

5 まとめ

以上のとおりであるから、本件においては、原告らによる健康平穏生活権・安定気候享受権による差止請求が認容されねばならない。

以上